

政令第 号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第九条第一項、第三項及び第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「。第十二条」を「。第十二条第一項」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二 次条第一項第二号に掲げる場合であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するとき 当該イ又はロに

定める額

イ 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十五歳未満である場合 六千四百円

ロ イに掲げる場合以外の場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第二に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき 当該最高

額又は最低額

第五条に次の一項を加える。

- 3 前二項の規定にかかわらず、遺族給付金の支給を受けるべき遺族が、犯罪被害者の死亡の時において、犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）、子又は父母であつた場合における遺族給付基礎額は、前二項の規定により算定した額に四千二百円を加えた額とする。

第十二条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を休業加算基礎額とする。

- 一 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十歳未満である場合 三千二百円

- 二 前号に掲げる場合以外の場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第三に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

第十四条第二項第二号を次のように改める。

二 犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第四級から第十四級までのいずれかに該当する場合で

あつて、次のイ又はロのいずれかに該当するとき 当該イ又はロに定める額

イ 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十歳未満である場合 五千九百円

ロ イに掲げる場合以外の場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時におけ

る犯罪被害者の年齢に応じて別表第五に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき 当該最高

額又は最低額

別表第一の六十歳以上の項中「五、七〇〇円」を「六、四〇〇円」に改める。

別表第二の二十歳未満の項及び二十歳以上二十五歳未満の項を削り、同表の二十五歳以上三十歳未満の項

中「四、五〇〇円」を「六、四〇〇円」に改め、同表の三十歳以上三十五歳未満の項及び三十五歳以上四十

歳未満の項中「五、三〇〇円」を「六、四〇〇円」に改め、同表の四十歳以上四十五歳未満の項中「四、八

〇〇円」を「六、四〇〇円」に改め、同表の四十五歳以上五十歳未満の項中「四、三〇〇円」を「六、四〇

〇円」に改め、同表の五十歳以上五十五歳未満の項中「四、二〇〇円」を「六、四〇〇円」に改め、同表の

五十五歳以上六十歳未満の項中「三、六〇〇円」を「六、四〇〇円」に改め、同表の六十歳以上の項中

「三、三〇〇円」を「六、四〇〇円」に改める。

別表第三の二十歳未満の項を削り、同表の二十歳以上二十五歳未満の項中「二、五〇〇円」を「三、二〇〇円」に改め、同表の二十五歳以上三十歳未満の項中「三、一〇〇円」を「三、二〇〇円」に改め、同表の四十五歳以上五十歳未満の項及び五十歳以上五十五歳未満の項中「二、九〇〇円」を「三、二〇〇円」に改め、同表の五十五歳以上六十歳未満の項中「二、五〇〇円」を「三、二〇〇円」に改め、同表の六十歳以上の項中「二、三〇〇円」を「三、二〇〇円」に改める。

別表第五の二十歳未満の項を削り、同表の二十歳以上二十五歳未満の項中「四、二〇〇円」を「五、九〇〇円」に改め、同表の二十五歳以上三十歳未満の項中「五、二〇〇円」を「五、九〇〇円」に改め、同表の四十歳以上四十五歳未満の項中「五、三〇〇円」を「五、九〇〇円」に改め、同表の四十五歳以上五十歳未満の項及び五十歳以上五十五歳未満の項中「四、九〇〇円」を「五、九〇〇円」に改め、同表の五十五歳以上六十歳未満の項中「四、二〇〇円」を「五、九〇〇円」に改め、同表の六十歳以上の項中「三、九〇〇円」を「五、九〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第五条、第十二条、第十四条、別表第一から別表第三まで及び別表第五の規定は、この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害については、なお従前の例による。

理 由

生命又は身体を害する犯罪の被害を受けた者及びその遺族の現状に鑑み、遺族給付基礎額、休業加算基礎額及び障害給付基礎額の算定の際に用いる最低額を引き上げるとともに、遺族給付金の支給を受けるべき遺族が犯罪被害者の配偶者等であつた場合における遺族給付基礎額の算定において新たに加算額を設けることとする必要があるからである。